

埼玉県父母負担軽減事業補助金

申請者条件

1. 国の就学支援金が下記に該当するご家庭

①自動車科・調理科・普通科(アドバンス・平日)コース

●国の就学支援金が、9,900円/月のご家庭

②普通科(ベーシック・週一)コース 単位:8,000円/単位

●国の就学支援金で、授業料が全額支援
されていないご家庭

対象外のご家庭

・国の就学支援金: 24,750円/月のご家庭は対象外

・国の就学支援金で、普通科(ベーシック・週一日)
で授業料全額支援を受けている場合対象外

2. 世帯合計年収(目安)が下記に該当するご家庭

590万円以上

～

720万円未満

・上記は、目安になります。

実際は、パンフレット所得基準で判断となります。

3. 申請時期

・国の就学支援金(7-3月)が決定する8月以降に
学校よりご案内をいたします。

埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ

<県内私立通信制高等学校用>

埼玉県では、私立高等学校等に通われるご家庭の教育費負担の軽減を図るため、国の就学支援金に独自で上乗せし、学校と連携して学費軽減の補助を実施しています。



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者※がとも
に埼玉県内に在住

埼玉県が認可した
私立通信制高校に在学

所得基準
を満たしている

※ 「保護者」は原則として、生徒の親権者です。

◎ 申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口に提出してください。

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

授業料年額制の場合

授業料	297,000円	297,000円	178,200円	118,800円	118,800円
合計	297,000円			118,800円	
補助区分	生活保護 家計急変	基準A	基準B	県：対象外	
目安年収	約590万円		約720万円		約910万円

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

授業料単位制の場合

(単位あたりの補助額)

授業料	12,030円	12,030円	7,218円	4,812円	4,812円
合計	12,030円			4,812円	
補助区分	生活保護 家計急変	基準A	基準B	県：対象外	
目安年収	約590万円		約720万円		約910万円

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

（年額制・単位制共通）

- ※ 上記の年収はあくまで目安です。実際の審査は（市町村民税の）課税標準額等を使用して行います。
 - ※ 表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。
 - ※ 埼玉県学事課のHPに、より詳しい年収の目安を掲載しています。[学事課HPはこちらへ⇒](#)
- （単位制のみ）
- ※ 補助対象になる登録単位数は、年間30単位、通算で74単位が上限です。



補助金の支給時期・支給方法について

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

所得要件の判定（判定額）

必ずしもご自身で以下の判定を行う必要はありません。

ご申請に基づき、埼玉県が審査を行います。

所得要件の判定には、課税所得等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

【判定額】 = 【(市町村民税の)課税標準の額※】 × 0.06 – 【市町村民税の調整控除の額】

※ ただし、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成19年1月2日～4月1日の早生まれの生徒の場合）は、保護者等の判定額を以下の式で算出

((市町村民税の)課税標準の額 - 33万円) × 0.06 – 【市町村民税の調整控除の額】

※ 課税証明書等で確認ができます。（ただし、額の記載がない市町村があります。）

※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。

② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。

③ 合算した判定額に応じて、下記の所得基準に当てはまるか確認してください。

課税証明書での確認方法

令和5年度課税証明書			
賦課期日現在の住所及び氏名	所得控除の内容	令和5年度市・県民税	
令和4年分の所得の内容	社会保険料控除	市 所得割	
給与収入	生命保険料控除	均等割	
公的年金等収入	配偶者控除	合計	
給与所得 (以下余白)	配偶者特別控除	県 所得割	
	扶養控除	均等割	
	基礎控除 (以下余白)	税 合計	
		年 税額	
		令和5年度課税標準額	
		所得 区分	
		分離課税分	
		扶養等内訳	
	所得控除の合計	扶養等 内訳	扶助対象者 配偶者 一般 普通被扶助 特定 特例被扶助 老人 年少
所得の合計	繰越控除		
備考			

※ 審査には市町村民税の令和5年度課税分の課税標準の額及び調整控除の額を用います。

※ 市町村により、証明書の名称や様式が異なります。また、課税標準の額や調整控除の額の記載が無い場合があります。

※ 収入が給与のみの場合、勤務先から配布される「特別徴収税額決定通知書」にも課税標準の額の記載があります。

所得基準

各補助区分の所得基準は以下のとおりです。

補助区分	所得基準（判定額）	目安年収（モデル世帯）	補助額
基準A	154,500円未満	約590万円未満	297,000円 (就学支援金のみ)
基準B	154,500円以上、212,700円未満	約720万円未満	297,000円 (就学支援金含む)
生活保護	生活保護を受けていること	—	297,000円 (就学支援金のみ)

※ 判定額が304,200円未満であれば、国の「高等学校等就学支援金」の対象となる場合があります。

家計急変世帯

失職等・死亡・離婚・被災が以下の期間にあった場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。お通いの学校にご相談ください。

○対象となる期間

失職等の場合 令和3年1月2日以降

死亡・離婚・被災の場合 令和5年1月1日～12月31日

※ 補助金申請後に家計急変世帯に当てはまることとなった場合や、家計急変世帯として申請したのちに再就職・再婚等があった場合には、お通いの学校に早急にご連絡ください。

手続きの流れ

補助金の申請や生徒・保護者への交付は、全て学校を通して行います。

また、当補助金の申請には、国の「就学支援金」の申請が原則必須です。



提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※ マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
3	生活保護受給証明書	生活保護世帯

※ 申請書類は学校からの案内に従って、指定された窓口に提出してください。

※ 審査の過程で追加書類を求める可能性があります。また、家計急変世帯として申請する場合は、他にも必要な提出書類があります。学校の指示により提出してください。

※ 本事業で取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

よくあるご質問

Q 1 自分で区分を判定できませんが、申請できますか？

A 1 補助区分の判定は、就学支援金の申請情報を利用して埼玉県が審査します。ご自身で判定できなくとも申請いただけます。審査の結果については学校から案内があります。

Q 2 目安年収とは収入ですか？所得ですか？

A 2 モデル世帯における収入（各種控除前の収入金額）です。しかし、収入はあくまで目安であり、実際の審査は住民税の課税所得に基づいた判定額を用います。詳細は3ページを確認してください。

Q 3 保護者が変わったときや修正申告をしたときに補助金の手続きは必要ですか？

A 3 保護者の変更や修正申告により、補助区分が変更となる場合があります。変更後の状況で再度審査を行う必要がありますので、保護者の変更の内容や、修正申告を行った旨を速やかに学校にご連絡ください。

Q 4 課税証明書以外に、課税標準や調整控除の額が確認できる書類はありますか？

A 4 保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で課税標準額を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で課税標準額、調整控除額を確認できます。

Q 5 保護者が単身赴任しており、埼玉県内に住んでいないが、対象となりますか？

A 5 保護者が県外に居住していたとしても、単身赴任（海外も含む）や、介護又は長期入院によるものである場合には例外的に対象となる場合があります。

Q 6 税務署や市役所に収入の申告をしていませんが、申請できますか？

A 6 収入の申告をしていない場合、審査に必要な地方税関係情報の確認ができません。個人事業主で確定申告が必要な場合や給与収入のみであっても勤務先で年末調整をしていない場合等については、収入がない場合も含め、補助金の申請前に申告を行ってください。

Q 7 年度途中の転退学や県外への転居があった場合、補助金の扱いはどうなりますか？

A 7 対象の学校に在籍した（又は県内に在住していた）月数分の月割計算をして支給されます。年度途中で県内に引っ越してきた等、新たに要件を満たすようになった場合も、それ以降の分について月割で対象になります。

本事業以外の補助制度について

父母負担軽減事業補助金のほか、以下の事業を行っています。

高等学校等就学支援金

内 容：高等学校等の授業料への補助金

所得要件：年収約910万円未満の世帯

申請時期：4月頃（1年生のみ）、7月頃（全学年）

奨学のための給付金

内 容：授業料以外の教育費（教科書代等）の支援

所得要件：令和5年度住民税所得割が非課税の世帯・生活保護世帯、

または令和6年度の住民税所得割が非課税相当と見込まれる世帯

申請時期：7月頃

被災児童生徒授業料等減免事業補助金

内 容：東日本大震災等の大規模災害によって被災した生徒の授業料等への補助金

所得要件：年収約590万円未満の世帯

申請時期：10月頃

- ※ 申請時期は例年の目安であり、今年度の申請時期と異なる場合があります。申請は原則在籍する学校を通じて行いますので、学校からの案内に従い、申請してください。
- ※ 各補助金は、それぞれ個別に申請する必要があります。詳細な要件については、学校から配布される申請案内をご確認ください。
- ※ 当課の実施する事業のほかにも、他の都道府県、市区町村等が実施する補助を受けることができる場合があります。詳細については、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

本事業に関するお問い合わせ

申請は各学校が窓口になります。

申請に関することは、各学校へお問い合わせください。

当制度をより詳しく知りたい方は学事課HPをご参照ください。

埼玉県 授業料軽減 検索

電話でのお問い合わせは

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 2 7 2 5

（平日：午前8：30～午後5：15）

埼玉県マスコット

「さいたまっち」



埼玉県総務部学事課